

「かごしま茶」魅力発信事業（「かごしま茶」の強みを生かした商品開発・販路拡大）
公募要領

第1 総 則

「かごしま茶」魅力発信事業（「かごしま茶」の強みを生かした商品開発・販路拡大）に係る公募の実施については、この要領に定めるものとする。

事業の実施に当たっては、「かごしま茶」魅力発信事業（「かごしま茶」の強みを生かした商品開発・販路拡大）実施要領（以下、実施要領という。）の定めによるものとする。

第2 事業の内容

本事業の事業内容は、「かごしま茶」の強みを生かした付加価値の高い商品等の開発やリニューアル商品を用いて、県内外のホテルや取引先、商談会等への新たな商流の開拓を行うなど、「かごしま茶」の魅力発信・ブランド力向上を図るものであり、事業実施主体は、その取組を効果的に実施するものとする。

第3 応募団体の要件

- 1 鹿児島県内に住所又は主たる事業所を有し、県内の茶の販売又は加工を行う事業者（卸売・小売業者・茶生産者）であること。
- 2 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- 3 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第4 取組の内容・要件

- (1) 「かごしま茶」の強みを生かした付加価値の高い商品等の新規開発や、リニューアル商品を開発し、県内外の取引先等へ新たな商流の開拓を行う取組であること。
- (2) 実施団体にとって、新規性を持った取組であること。
- (3) 具体的な取組内容については以下に掲げるとおりとする。（以下のア・イは必須条件）

- ア 「かごしま茶」の強みを生かした新商品の試作・開発・販売・リニューアル
- イ ホテルや食品展示会、消費者向けイベント等による新たな取引先の開拓
- ウ 営業活動等
- エ その他、目標達成のために必要な取組

第5 補助率・補助上限金額

- 1 補助率：1／2以内
- 2 補助上限金額：500千円

第6 対象経費等

- 1 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分することとする。
- 2 補助対象経費の区分については次の表に掲げる通りとする。

区 分	内 容
賃 金	イベントスタッフ・マネキン賃金等
報償費	謝金等
旅 費	当該事業の実施に必要な出張旅費等
印刷製本費	パッケージ印刷代等
消耗品費等	展示会・イベント等の消耗品等
役務費	通信・運搬費等
備品費	商品開発に必要な資材等
賃借料	会場借料・資材借料等
委託料	商品開発の委託料等
広告宣伝費	広告宣伝に必要な経費、展示会出展料等
原材料費	商品開発の原材料費等
その他	その他、事業実施に必要な経費

- 3 次の経費は、補助対象としないこととする。
 - (1) 事業の期間中に発生した事故または災害の処理のための経費
 - (2) その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費
 - (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額

第7 応募手続

本事業の実施を希望する団体は、必要書類を以下により提出するものとする。

- 1 提出書類
 - (1) 実施計画の承認申請書（別紙様式1）
 - (2) 事業計画書（別紙様式2）
 - (3) 成果目標資料（別紙様式3）
 - (4) 経費積算基礎資料（参考様式）
 - (5) 消費税課税事業者届出書
 - (6) 定款
 - (7) 見積書、カタログ等積算根拠となる資料

2 応募方法

メール又は郵送による。

3 応募書類の作成及び提出に当たっての注意事項等

- (1) 応募書類に虚偽の記載，不備等がある場合は，審査対象外とする。
- (2) 応募書類の作成や提出に係る費用は，応募する事業実施主体の負担とする。
- (3) 応募書類を郵送により提出する場合は，簡易書留，特定記録等，配達されたことが証明できる方法によって行う。
- (4) 提出された書類については，秘密保持に十分配慮するものとし，審査以外で無断使用は行わないものとする。
- (5) 審査に当たり，県農産園芸課から応募団体に応募内容の確認を行うとともに，関連資料の追加提出を求めることができる。また，必要に応じて，応募に関するヒアリングを行うことができる。

第8 審査方法等

1 事業実施主体の選定

事業実施主体の選定に当たっては，県において，応募団体から提出された書類について審査し，決定するものとする。

2 審査結果の通知

知事は，補助金交付候補者として選定された者に対してはその旨を，補助金交付候補者とならなかった者に対しては選定されなかった旨を通知する。

第9 応募書類の提出先・問合せ先

鹿児島県農政部農産園芸課茶業係

住 所：890－8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話：099－286－3200

E-mail：cha@pref.kagoshima.lg.jp